

「市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール」 合志市自治基本条例

学習シリーズ NO.5

《 詳しい条文は次のとおりです 》

(市政運営の基本原則)

●第14条 市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、国及び他の地方公共団体と対等な立場に立ち、自らの判断と結果に責任を持って、市政の運営を行います。

(総合計画)

●第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。

- 2 市の執行機関は、総合計画の策定に当たり、参画ができる場を設け、市民の意見を反映します。
- 3 市の執行機関は、法令等に基づく個別計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合を確保します。

(組織づくり)

●第16条 市の執行機関は、総合計画を実現するため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務及び事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備します。

- 2 市の執行機関は、市政の課題に適確にこたえることができる知識と能力を持った職員を育成し、効率的な組織運営を行います。

(総合的な行政サービス)

●第17条 市の執行機関は、自治の基本理念に基づき、組織の横断的な連携を図り、市民のニーズに適確に対応した総合的な行政サービスを行います。

(情報共有及び説明責任)

●第18条 市の執行機関は、参画及び協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報を、積極的に、市民に分かりやすく公開し、情報を共有します。

- 2 市の執行機関は、事業の企画立案、決定、実施及び評価に当たっては、必要に応じその必要性及び妥当性を分かりやすく市民に説明します。

(個人情報保護)

●第19条 市の執行機関は、市民の基本的人権を擁護し、信頼される市政を実現するため、個人情報情報を適正に管理し、その利用、提供等に関し適切な保護措置を講じます。

(市民の要望の取扱い)

●第20条 市の執行機関は、市民の意見及び要望に対し、その経過、結果等を記録し、必要に応じて公開することで、透明性の高い市政運営を行います。

(行政手続)

●第21条 市の執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するため、行政手続に関して必要な事項を別に条例で定め、適切に運用します。

(公益通報)

●第22条 市の執行機関は、適正な市政運営を確保し、公正な社会を実現するという公益のため、市政に係る違法と思われる行為などに対し、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備し、当該公益に係る通報を行った者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう適切に保護します。

(行政評価)

●第23条 本市の行政評価は、総合計画の進行管理を行うための仕組みであり、計画に掲げる目標の達成状況及び成果を検証し、及び評価し、その結果を次のより良い企画、計画立案及び改善に結び付けることを基本とします。

- 2 市の執行機関は、参画及び協働を進める共通の仕組みとして行政評価を活用します。

(財政運営及び公表)

●第24条 市の執行機関は、将来にわたって健全な財政運営を持続するため、総合計画及び行政評価と連動した財政の仕組みを確立し、本市の財政運営に関する情報について、市民に分かりやすく公表します。

前回の広報8月号では、条例での『市の執行機関、市長及び市職員の責務』についてお知らせしました。

今回は、『**第5章 市政の運営**』について考えてみましょう。

【合志市自治基本条例の内容】

前文

第1章 総則

第2章 市民の責務及び権利

第3章 市議会の役割及び責務

第4章 市の執行機関の責務

第5章 市政の運営

第6章 参画及び協働によるまちづくり

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

- 第14条 市政運営の基本原則
- 第15条 総合計画
- 第16条 組織づくり
- 第17条 総合的な行政サービス
- 第18条 情報共有及び説明責任
- 第19条 個人情報保護
- 第20条 市民要望の取扱い
- 第21条 行政手続
- 第22条 公益通報
- 第23条 行政評価
- 第24条 財政運営及び公表



第2章から第4章までは、**市民・市議会・市の執行機関**のそれぞれの**責務、権利及び役割**を明らかにしていますが、第5章では、まちづくりのための**市政運営**について明らかにしています。

1. 自らの判断と結果に責任を持って市政運営を行いません。

6. 個人情報について、適切な保護措置を行いません。

8. 市民の権利と利益を保護するため、その手続について適切に行いません。

2. まちづくりの指針となる基本構想を定め、その実現のため、総合計画を策定します。

市政運営



9. 適正な市政運営を行なうため、職員などからの通報を受ける体制を整備します。

3. 各事業を適正かつ適確に行なうために、効率的な組織運営を行いません。

10. 総合計画に掲げる目標の達成状況及び成果を検証して、改善に結び付けます。

4. 市役所内の横断的な連携を図り、総合的な行政サービスを行いません。

5. 市政に関する情報を、積極的に、分かりやすく公開します。

7. 市民の意見や要望について、その経過や結果などを記録して透明性を高めます。

11. 市の財政運営に関する情報を、分かりやすく公表します。

合志市自治基本条例の全体は、庁舎の情報コーナーや市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813